**（仮称）手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例の概要**

１　条例制定の趣旨

　　日常生活を営む上で、情報取得及び意思疎通は必要不可欠なものですが、視覚障害者及び聴覚障害者等は、必要な情報取得や周囲の人たちとの意思疎通が困難なことから、不安や不便を感じながら生活をしています。

平成18年に国連総会において採択された障害者の権利に関する条約に規定された障害者が情報を利用する機会を有することを確保するための適当な形態の援助及び支援、また、本市が目指す共生社会の実現への取組の一つとして、視覚障害者及び聴覚障害者等が尊重され、地域において安心して生活し、地域社会に参加しやすい環境を整えることを目的とした「（仮称）手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例」を制定しようとするものです。

２　条例の構成と概要

　（１）前文

　　　条例制定に当たっての基本的な認識や条例制定に向けた決意を明らかにしようとするものです。

　（２）目的

　　　視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通を円滑に行うことについて、次のことを示し、視覚障害者及び聴覚障害者等が尊重され地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを制定の目的としています。

ア　基本理念

イ　市の責務並びに市民及び事業者の役割

ウ　施策の推進方針

　（３）基本理念

　　　全ての市民が視覚障害者及び聴覚障害者等に対する理解を深め、お互いを尊重し支え合うことができる鎌倉市の実現を目指すための基本となる考え方として、次の３点を規定しています。

ア　個性や多様性の尊重

イ　情報取得及び意思疎通を円滑に行う権利の尊重

ウ　市の責務並びに市民及び事業者の役割の認識及び相互協力

　（４）市の責務

　　　市の責務を定めています。

ア　視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通手段の普及と利用の促進に関する施

策を推進する。

イ　事務又は事業を行うに当たり視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態に応じ、合

理的な配慮を行う。

ウ　視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい情報の提供及び情報保障に努める。

エ　施策の推進に当たり、国、神奈川県、その他の関係機関と連携を図るよう努める。

　（５）市民の役割

　　　市民の役割を定めています。

ア　基本理念への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努める。

　（６）事業者の役割

　　　事業者の役割を定めています。

ア　基本理念への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努める。

イ　事務又は事業を行うに当たり、合理的な配慮を行うよう努める。

　（７）施策の推進方針

　　　視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通手段の選択と利用機会の確保を促進するため、次の５点及び先進的な視点を取り入れつつ、情報提供及び情報保障に努めることを定めています。

ア　視覚障害者及び聴覚障害者等の障害の特性及び状態への理解の促進

イ　意思疎通手段への理解の促進及び学ぶ機会の提供

ウ　意思疎通手段を利用するに当たっての環境整備

エ　意思疎通支援者の確保又は養成

オ　災害時において情報取得及び意思疎通しやすい環境整備

　（８）財政上の措置

　　　必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

※　具体的な内容については、「（仮称）手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例（素案）及び内容説明」に記載のとおりです。